

新城市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において、あらかじめ登録をした者に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止及び抑止を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住民基本台帳法の規定により交付する住民票（消除されたものも含む。以下同じ。）の写し及び住民票に記載をした事項に関する証明書（市の様式により交付するものに限る。）並びに戸籍の附票（消除されたものも含む。以下同じ。）の写し
- (2) 戸籍法の規定により交付する戸籍（除かれたものも含む。以下同じ。）の謄本若しくは抄本及び戸籍に記載した事項に関する証明書並びに磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住民基本台帳法第12条第1項又は第20条第1項の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人（法定代理人以外の代理人に限る。）
- (2) 住民基本台帳法第12条の3第1項若しくは第2項又は第20条第3項若しくは第4項の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出をする者
- (3) 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者の代理人（法定代理人以外の代理人に限る。）
- (4) 戸籍法第10条の2（同条第2項を除く。）（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等を請求する者

（登録対象者）

第3条 本人通知制度の登録対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記載されている者（消除された住民票又は除かれた戸籍の附票に記載されている者を含む。）
- (2) 戸籍法の規定により本市が編製をした戸籍に記載されている者（除かれた戸籍に記載されている者を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、死亡している者、失踪宣告を受けている者、次条第1項の規定により申込みを行う時点で国内に住民登録がない者は、対象としない。

（登録申込）

第4条 本人通知制度の利用を希望する者（以下「申込者」という。）は、あらかじめ新城市本人通知制度登録申込書（新規・更新）（様式第1）により、市長に登録を申し込まなければならない。

2 前項の場合において、申込者は、本人による申込みであることを証するため、マイナンバーカード、運転免許証、在留カードその他本人であることを証するため市長が適当であると認める書類を提示しなければならない。ただし、本人であることを証する書類を提示できないときは、本人以外では知り得ない事項について質問し、これを公簿で確認することにより、本人確認を行うものとする。

3 第1項の規定による利用の申込みを代理人により行おうとするときは、前項本文に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍の謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本市に備付けの公簿の記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の代理人 委任状

4 申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、郵送による申込みをすることができる。

(1) 疾病その他やむを得ない理由等により直接申込みをすることができないとき。

(2) 他の市区町村に居住しているとき。

(3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

（登録等）

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、新城市本人通知制度登録者名簿（様式第2。以下この条において「登録者名簿」という。）に登録するとともに、登録した者（以下「登録者」という。）に係る住民票の写し等を交付する際に登録者であることを確認できるよう必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、前項の規定により登録者名簿に登録したときは、新城市本人通知制度登録通知書（様式第3。以下この項において「通知書」という。）により、その旨を登録者に通知するものとする。この場合において、申込者が希望するときは、通知書の送付に代えて、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法により行うことができる。

3 登録者名簿への登録期間は、登録した日から起算して3年とする。

4 登録期間の満了後においても引き続き登録を希望する登録者は、登録期間の満了の日の1月前から満了の日までに前条の規定による申込みをしなければならない。

5 前項の規定による申込みをしたときの新たな登録期間の起算日は、従前の登録期間の満了の日の翌日とする。

（登録内容の変更等）

第6条 登録者は、氏名、住所その他登録をした内容に変更が生じたとき又は

登録を廃止しようとするときは、新城市本人通知制度登録届出書（変更・廃止）（様式第4）により、市長に届け出なければならない。

2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。

（本人通知）

第7条 市長は、登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、新城市住民票の写し等交付通知書（様式第5）により、当該登録者に通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 住民基本台帳法第12条の3第4項第5号（同法第20条第5項の規定により準用する場合を含む。）の政令で定める業務に係る申出により交付したとき。
- (2) 戸籍法第10条の2第4項各号又は第5項（同法第12条の2の規定により準用する場合を含む。）に掲げる業務に係る請求により交付したとき。
- (3) その他市長が特別な事情があると認めたとき。

2 第5条第2項後段の規定は、前項の規定による通知について準用する。

（登録の廃止）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の登録を廃止するものとする。

- (1) 第5条第3項に規定する登録期間が満了したとき。
- (2) 第6条第1項の規定による廃止の届出があったとき。
- (3) 登録者が死亡したとき。
- (4) 登録者が失踪宣告を受けたとき。
- (5) 登録者が国外転出したとき。
- (6) 住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。
- (7) その他市長が特に登録を廃止する必要があると認めたとき。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、本人通知制度の実施に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。